

## 平成22年度京都市立学校教員採用選考試験 試験制度・実施要項・志願書等についてのQ&A

※ 教員採用試験についてのQ&Aについては、実施要項の13ページにも記載していますので、まずは実施要項をご確認ください。

**Q1 「英語資格所有者」特例について、TOEFLやTOEICの点数に有効期限はありますか。**

A1 有効期限は設けておりません。過去に一度でも特例の基準に該当すれば対象となります。

**Q2 昨年度の試験において、「大学・大学院推薦」や「現職教員3年」など第1次試験が免除となる特例を使って受験した場合でも、「平成21年度試験（20年度実施試験）第1次試験合格者」特例の対象となりますか。**

A2 対象となりません。この特例は、昨年度に第1次試験から受験し、合格された方が対象となります。なお、昨年度に第1次試験を合格された方でも、第2次試験を欠席または内定辞退した場合は対象となりません。

**Q3 「平成21年度試験（20年度実施試験）第1次試験合格者」特例について、昨年度に高等学校の理科を受験して第1次試験を合格した場合は、今年度の試験では理科の募集がありませんが、他の教科で受験した場合でも特例の対象となりますか。**

A3 対象となりません。この特例は、昨年度合格した受験区分と同一の区分で受験する場合にのみ対象となります。したがって、昨年度に高等学校の理科で第1次試験を合格された方については、今年度、高等学校の理科の募集がありませんので、特例の対象にはなりません。

**Q4 「現職教員3年以上」特例について、現在、高等学校数学の教諭として1年間勤務しており、それ以前に他県で中学校数学の教諭として2年勤務していた場合でも、対象となりますか。**

A4 対象となりません。この特例は、平成22年3月31日現在で在職し、かつ、同一の任命権者の設置する学校において連続して勤務していることが必要です。したがって、この場合は他県での経験は3年に加算されず、勤務歴が3年以上という要件を満たさないこととなります。

**Q5 「現職教員3年以上」特例について、現在、教諭として2年間勤務しており、平成22年3月31日には勤務歴が3年以上になる予定ですが、昨年、3ヶ月間の長期休業（療養のための休暇）を取っています。この場合でも特例の対象となりますか。**

A5 対象となりません。年次休暇（有給休暇）以外の休みを取っている場合は、病気や怪我、出産、育児等の理由を問わず、勤務歴には数えないこととしています。また、「勤務歴が連続して3年以上」という要件に関して、上記のような場合は連続が途切れ、再び勤務を始めた日から勤務歴を数えることとします。

**Q6 「現職教員」特例について、私立学校の教諭であっても対象となりますか。**

A6 対象となります。この特例は国公立学校、私立学校の現職教員（臨時的任用職員である常勤講師を除く）を対象としています。

**Q 7 「現職教員」特例について、実習助手は対象となりますか。**

A 7 対象となりません。

**Q 8 「現職教員」特例について、現在、小中一貫校で勤務している場合はどの区分が対象となりますか。**

A 8 対象となります。特例の対象は国公立学校としておりますので、私立学校も対象となります。  
また、小中一貫校等に現在勤務している場合は、主に勤務している校種と同一区分で受験した場合に特例の対象となります。

**Q 9 「現職教員」特例について、現在、総合支援学校の小学部に勤務していますが、小学校を受験する場合に特例の対象となりますか。**

A 9 対象となりません。現在、総合支援学校（特別支援学校）に勤務されている方は総合支援学校教諭を受験される場合にのみ特例の対象（第1次試験免除）となります。

**Q 10 「現職教員」特例について、現在、幼稚園に勤務していますが、幼稚園教諭の受験（小学校と併願）を希望する場合に特例の対象となりますか。**

A 10 対象となります。

**Q 11 「常勤講師勤務歴3年以上」特例について、勤務歴のある校種（教科）と受験する校種（教科）が異なっても対象となりますか。**

A 11 対象となります。常勤講師としての勤務歴については、どの校種・教科であっても対象となります。1種類だけでなく複数の校種・教科で勤務し、通算で3年となる場合でも対象となります。  
また、勤務歴には正規の教員としての勤務歴も含まれます。  
【例】：過去に「小学校で1年+中学校数学で1年+高等学校理科で1年」の勤務歴がある場合、どの校種・教科で受験しても特例の対象となり、一般・教職教養筆記試験を免除します。

**Q 12 「現職教員」および「常勤講師」の特例については、海外での勤務歴も対象となりますか。**

A 12 これらの特例については日本国内の国公立学校を対象としています。外国での勤務歴は対象となりません。ただし、日本人学校での勤務歴は対象となります。

**Q 13 「社会人経験者チャレンジ制度」での受験を考えているのですが、受験の際に何か提出物（会社から発行する必要のある書類等）が必要ですか。**

A 13 出願の際の提出物については実施要項の8頁に記載しているもののみ提出していただきますので、「社会人経験者チャレンジ制度」に関して追加の提出物は必要ありません。  
ただし、試験に合格された場合には関連書類の提出が必要です。（合格後に別途、指示します）

**Q 14 第1次試験一部免除等の特例の要件に該当している場合でも、特例を使用しないことは可能ですか？**

A 14 可能です。その場合は、志願書の第1次試験一部免除等の特例欄にチェックをせずに提出してください。（反対に、特例を使用したい場合であっても志願書のチェックが漏れている場合は、特例の適用ができませんので十分注意してください）

**Q15** 現在教員免許を持っていないため、「中学校の数学・理科および高校の数学」についての特例（免許がなくても受験が可能）での受験を考えています。このとき、3年以上の社会人経験がある場合には、「社会人経験者チャレンジ制度」により第1次試験での特例が受けられますか。

A15 「社会人経験者チャレンジ制度」の対象とはなりません。「中学校の数学・理科および高校の数学」についての特例により受験する場合は、「社会人経験者チャレンジ制度」および「博士号取得者」の特例を併用することはできません。

**Q16** 個人面接時の「子どもたちに伝えたい私の感動体験」について、当日は小道具等を持ち込むことは可能ですか。

A16 可能です。ただし、極端に大きいものや大きな音が出るもの、相当な準備時間がかかるものなど、面接の進行に支障が出るものは認められません。また、小道具を用いた場合でも、準備時間等を含めて2分間で発表をお願いします。

**Q17** 昨年度1次試験合格者特例など、第1次試験が免除となる特例を使って受験する場合でも、「子どもたちに伝えたい私の感動体験」を提出する必要がありますか。

A17 出願時の提出物については、実施要項の8頁の（1）ア～エに記載しているものは特例の有無を問わず受験者全員が提出していただく必要がありますので、何らかの特例の対象となる場合でも「子どもたちに伝えたい私の感動体験」の提出が必要です。

**Q18** 志願書の出願について、京都市教育委員会へ持参した場合でも受け付けてもらえますか。

A18 志願書については、郵送またはインターネット出願においてのみ受け付けています。

**Q19** 現在、修士課程1年目であるが、試験合格後の大学院進学特例を利用できますか。

A19 利用できます。合格後、専修免許状の取得を条件として1年間（または2年間）採用を猶予します。

**Q20** 幼稚園教諭（小学校と併願）を受験した場合でも、小学校教諭として合格することはありますか。

A20 幼稚園教諭については、小学校の併願としての受験という形ですので、小学校教諭として合格する可能性はあります。

**Q21** 小学校や中学校の区分で合格後、配置の際に育成学級の担任となることはありますか。

A21 配属先については、採用された方の希望や専門性、経験等をふまえて決定します。